

わたしの提言

○投稿内容：市道認定基準の策定について

趣旨

八幡平市の自然を生かし、将来的なインフラ整備や既存の道路の計画性を高めるためには、タウン造成地であるか否か、また管理契約の有無にかかわらず、市民からの要請に対し敏速かつ適正な対応が可能となるよう明確な市道認定基準が必要です。つきましては、誰もが暮らしやすい街づくりの計画を進めるためにも、市民が納得できる公平かつ透明性のある市道認定基準の策定を要望する。

(2026 年 7 月)

○回 答

八幡平市道につきましては、道路法第 8 条の規定に基づき市が認定する道路であり、合併前の旧 3 町村がそれぞれ認定していた町道や村道を継承し、市道に認定して管理を行っております。

合併後の新たな市道認定につきましては、

- ・市が道路整備計画に基づき整備を行う新規道路
- ・都市計画事業や開発行為等により新たに整備される路線のうち、必要と認める道路
- ・国道や県道の路線変更や廃止により市道として存置する必要がある道路

が主なものとなっており、『八幡平市が管理する道路の構造の技術的基準及び道路に設ける標識の寸法並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例』に規定される道路構造を満たすものについて認定を行っているところです。

このように認定の要否につきましては、路線の公共性や交通上の重要性及び建築基準法等関係法令に基づく必要性などを事案毎に検討し判断を行っており、今後においてもこの基本的な考え方は変わらないところであり、現時点で新たに認定基準を策定する予定はございません。

しかし、社会情勢の変化や道路利用状況の大幅な変化など、判断が難しい状況が発生した際には、改めて検討が必要となることも想定されるところです。

引き続き社会インフラの適正管理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(産業建設部 建設課)